

第十八節 拒絶理由通知に対する応答について

I 拒絶理由の通知（特50）

特許出願について審査官が拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、出願人に対して拒絶の理由が通知されます。これに対して意見があるときは、出願人は指定された期間内に意見書を提出することができます。

II 意見書の様式

意見書は、次の様式により作成します。

特施規様式第48（第32条関係）

【書類名】	意見書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁審査官 殿 (特許庁審判長 殿)
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【発送番号】	
【意見の内容】	
【証拠方法】	
【提出物件の目録】	

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大ききで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字（意見の内容に使用する場合を除く。）並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 2 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 3 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。

4 その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第13の備考9並びに様式第15の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。

Ⅲ 手続の補正等

出願人は、拒絶理由の通知に対して意見書を提出できるほか、必要な場合には、指定された期間内に限り明細書、特許請求の範囲、図面等を補正することができます。（詳細は巻末の主要期間一覧参照）

Ⅳ 指定期間の延長

1. 拒絶理由通知に対する期間延長（拒絶査定不服審判の審理（審査前置を含む。）中にされた拒絶理由通知を除く。）

拒絶理由通知の応答期間内に対応できない場合には、以下のとおり応答期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

（1）拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求

<出願人が国内居住者の場合>

1 通の請求で2 か月の応答期間の延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は1 通のみです。手数料は2, 1 0 0 円です。

<出願人が在外者の場合>

1 通の請求で2 か月の応答期間の延長が認められ、2 通目の請求で更に1 か月の延長が認められます（最大3 か月の期間延長）。

1 通目の請求と2 通目の請求を同時にすることもできます。手数料は請求1 通につき2, 1 0 0 円です。

（2）拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

平成27年改正法の施行に伴い、拒絶理由通知の応答期間経過後の請求であっても、応答期間に2 か月を加えた期間内に請求すれば2 か月の延長が認められます。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1 通の請求で2 か月の応答期間の延長が認められます。

（特許法第5条第3項、特施規第4条の2第6項）また、当該期間延長請求を行う際には、51, 000円の手数料が必要となります。国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載します。この場合、持分を証明する書面の提出を省略できます。

ただし、（1）の延長が認められたときは、応答期間経過後の延長請求はできません。また、当初の応答期間内に応答をした場合は、応答期間経過後の延長請求はできません。

2. 拒絶理由通知に対する期間延長（拒絶査定不服審判の審理（審査前置を含む。）中にされた拒絶理由通知を除く。）に係る期間延長請求書の作成例

(1) 拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求書の作成例

特施規様式第2（第4条の2関係）

【書類名】	期間延長請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求人】	
【識別番号】	090004342
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	△△△株式会社
【代理人】	
【識別番号】	190001234
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	代理 太郎
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【請求の内容】	指定期間の2か月の延長を求める。
【手数料の表示】	(注)
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	2100

(注) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

(2) 拒絶理由の応答期間経過後に行う期間延長請求書の作成例

特施規様式第2 (第4条の2関係)

【書類名】	期間延長請求書 (期間徒過)
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求人】	
【識別番号】	090004342
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	△△△株式会社
【代理人】	
【識別番号】	190001234
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	代理 太郎
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【請求の内容】	指定期間の2か月の延長を求める。
【手数料の表示】	(注)
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	51000

(注) 特許印紙により納付する場合には【手数料の表示】の欄は記載せず、特許印紙を左上の余白に貼付してください。

3. 拒絶査定不服審判の審理（審査前置を含む。）中にされた拒絶理由通知に対する期間延長

拒絶理由通知の応答期間内に対応できない合理的な理由がある場合には、以下のとおり応答期間の延長が認められます（応答期間経過後の請求は認められません）。合理的理由は以下の二つです。手数料は請求1通につき2,100円です。

理由①：拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験を行うとの理由

理由②：拒絶理由通知書や意見書・手続補正書等の手続書類の翻訳を行うとの理由

<出願人が国内居住者の場合>

理由①により応答期間の延長を請求する場合、1か月の応答期間の延長が認められます。提出できる期間延長請求書は1通のみです。

<出願人が在外者の場合>

理由①又は②により応答期間の延長を請求する場合、応答期間の延長が認められます。

1通の期間延長請求により延長される期間は1か月で、3通まで提出することができます(最大3か月の期間延長)。理由①による期間延長請求は1通のみ提出できます。

拒絶理由通知（拒絶査定不服審判の審理（前置審査を含む。）中にされたものに限る。）に係る指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1か月の延長を求める。」、「手続書類の翻訳のため、指定期間の1か月の延長を求める。」のように延長の理由を付して、請求の内容を具体的に記載します。（特施規様式第2の備考20）